

広島県選挙管理委員会告示第三十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として、次のとおり指定した旨、広島市選挙管理委員会及び府中町選挙管理委員会から報告があった。

平成二十一年七月二十一日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

施設の名称	所在地	指定年月日
比治山会館	広島市南区段原日出一丁目一三番二二号	平成二十二年七月二日
古田台集会所	広島市西区古田台二丁目六番二二号	平成二十二年七月二日
安芸府中生涯学習センターくすのきプラザ	安芸郡府中町本町一丁目一〇番一五号	平成二十二年三月二日